4月1日(水)から

体育施設の使用料を全市で統一します

市内の体育施設の使用料は、合併以降も従来 の料金体系を引き継いで運用してきましたが、 4月1日例からは、同種・同規模の施設ごとに 統一して、施設を利用される皆さんのご負担の 公平化を図ることになりました。

ご理解とご協力をお願いします。

※ホームページ http://www.city.saijo.ehime.jp/khome/sportskenko/

各施設の4月1日(水)以降の使用料は、市ホー ムページと対象施設に詳細 を掲載・掲示します。



使用料等の統一の概要

■「休園日」の取り扱い

管理人が常駐する施設は年末年始を休館し、 それ以外の施設は年中無休としました。

■「多目的広場(グラウンド) |・

「テニスコート」の使用料

原則として、管理人が常駐する施設は現使用 料で最も低いものに合わせて統一し、それ以外 の無人施設は無料としました。

■「夜間照明(ナイター)」の使用料

施設の規模ごとに区分し、原則として、現使 用料で最も低いものに合わせて統一しました。

■「体育館」の使用料

主競技場(アリーナ)の面積で施設の規模ご とに区分し、同一区分内では現使用料を上回る ことのないよう統一しました。

トレーニング室の使用料も、現使用料で最も 低いものに合わせて統一しました。

施設ごとの体育施設使用料統一の区分

施設区分		使用料が 引き下げとなる施設	使用料が 引き上げとなる施設	使用料に 変更のない 施設
多目的広場 (グラウンド)		東予運動公園 石根ふれあい公園	西条市民公園 西条西部公園	神戸公園 石井記念公園 丹原総合公園 小松中央公園
体	主競技場 (アリーナ)	総合体育館 東予体育館 丹原体育館 小松体育館		ひうち体育館 西条西部体育館
育館	格技室 卓球場	東予体育館		総合体育館 西条西部体育館
	トレーニング室	東予体育館		総合体育館 ひうち体育館
テニスコート			西条市民公園 西条西部公園	加茂川ふれあい広場 東予運動公園 丹原総合公園 小松中央公園
夜間照明施設 (ナイター)		西条市民公園(多目的広場) 西条西部公園(多目的広場) 神戸公園 石井記念公園 石根ふれあい公園		西条市民公園(テニスコート) 西条西部公園(テニスコート) 東予運動公園(テニスコート) 丹原総合公園 小松中央公園

※ビバ・スポルティアSAIJO、陸上競技場、野球場、プール、 グラウンドゴルフ場、武道場、弓道場は、既に調整済みの ため、今回の使用料統一の対象とはなっていません。



市庁舎新館2階 スポーツ健康課 TEL0897-52-1255